

介護サービスの種類及び指定権者について

沖縄県知事の指定・監督を受ける必要があります。(那覇市所在事業所除く)

都道府県・政令都市・中核市が指定・監督を行うサービス

介護給付対象サービス

居宅サービス (法第8条第1項)	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売

施設サービス (法第8条第26項)	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院

市町村が指定・監督を行うサービス

地域密着型サービス (法第8条第14項)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
	居宅介護支援(法第8条第24項)

予防給付対象サービス

介護予防サービス (法第8条の2第1項)	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス (法第8条の2第12項)	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援(法第8条の2第16項)

介護予防・日常生活支援総合事業(法第115条の45第1項)

沖縄県指定等に係る届出等の受付窓口一覧表

平成31年4月1日現在

各種届出関係（新規申請書類、変更届出、加算届出、その他）や各種質問等は、以下の窓口区分に基づき対応しますので、問い合わせの際は各窓口へ確認をお願いします。

なお、平成25年4月1日に那覇市が中核市に移行したことに伴い、那覇市所在の事業所は那覇市に指定等に係る権限がありますので、各種問い合わせ及び提出は那覇市までお願いいたします。

1 本 庁

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	対 象 地 域 及 び 区 分
沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 介護指導班	〒 900-8570 沖縄県那覇市崎1丁目 2番2号	TEL 098-866-2214 FAX 098-862-6325	沖縄県全域のうち、以下に該当する事業所 ① 次の施設・事業所及びそれらに併設する事業所 ・指定短期入所生活介護 ・指定短期入所療養介護 ・指定特定施設入居者生活介護 ・介護保険施設(4施設) ② 保険医療機関又は保険薬局が行うみなしサービス(※)

※介護保険法第71条第1項に係る事業所(保険医療機関又は保険薬局)が行うみなしサービス(介護予防サービスについても同じ)

該当サービス…訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション

[注]介護保険施設併設ではない通所リハビリテーションは除きます。

2 各福祉事務所（本庁対応以外の単独型事業所が対象となります）

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	対 象 地 域 及 び 区 分
沖縄県子ども生活福祉部 北部福祉事務所 地域福祉班	〒 905-0017 沖縄県名護市大中2丁目 13番1号	TEL 0980-52-0051 FAX 0980-52-7544	名護市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・伊江村・伊平屋村・伊是名村（9市町村）
沖縄県子ども生活福祉部 中部福祉事務所 地域福祉班	〒 904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目 6番28号	TEL 098-989-6603 FAX 098-989-9789	うるま市・沖縄市・宜野湾市・恩納村・宜野座村・金武町・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村（11市町村）
沖縄県子ども生活福祉部 南部福祉事務所 地域福祉班	〒 901-1104 沖縄県島尻郡南風原町 字宮平212	TEL 098-889-6364 FAX 098-889-6366	浦添市・糸満市・豊見城市・南城市・西原町・八重瀬町・与那原町・南風原町・久米島町・渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村（15市町村）
沖縄県子ども生活福祉部 宮古福祉事務所 福祉班	〒 906-0012 沖縄県宮古島市平良 字西里1125	TEL 0980-72-3771 FAX 0980-73-2131	宮古島市・多良間村（2市村）
沖縄県子ども生活福祉部 八重山福祉事務所 福祉班 (八重山合同庁舎内)	〒 907-0002 沖縄県石垣市字真栄 里438-1	TEL 0980-82-2330 FAX 0980-83-5949	石垣市・竹富町・与那国町（3市町）

養護老人ホーム施設長
 特別養護老人ホーム施設長
 軽費老人ホーム施設長
 指定介護老人福祉施設管理者
 介護老人保健施設管理者
 指定介護療養型医療施設管理者
 指定居宅サービス事業管理者
 指定介護予防サービス事業管理者

} 殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により介護保険法等の一部が改正され、これまで国の省令において一律に定められていた介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を地方公共団体の条例で定めることとなりました。

県では、下記1の条例及び施行規則を制定し、平成25年4月1日から施行しています。

当該条例において、県が独自に定めた基準は下記2のとおり、条例等の解釈及び運用は下記3のとおりとなりますので、今後は県条例等を遵守の上、適切な運営を行うようお願いします。

記

1. 制定した条例、規則

区分	県条例・規則	条例等番号
養護	沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第79号 (平成25年規則第44号)
特養	沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第80号 (平成25年規則第45号)
軽費	沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第81号 (平成25年規則第46号)
老福	沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成24年条例第82号 (平成25年規則第47号)
老健	沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第83号 (平成25年規則第48号)
介護療養	沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第84号 (平成25年規則第49号)
居宅サービス	沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成25年条例第23号 (平成25年規則第50号)
介護予防サービス	沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成25年条例第24号 (平成25年規則第51号)

介護医療院 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（施行規則）
H30.4追加 平成30年条例第12号（平成30年規則第28条）

2. 県条例において規定した独自の基準

- (1) 研修受講のための環境整備（全サービス）
介護サービス事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。
- (2) 第三者による評価（養護、軽費老人ホームを除くサービス）
介護サービス事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。
- (3) 非常災害対策（施設系サービス）
介護保険施設等は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。
- (4) 居室の定員（指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム）
一の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。

3. 条例等の解釈及び運用

条例等の解釈及び運用については、県が独自に定めた基準等の解釈及び運用（別紙）を除き、対応する国解釈通知に準ずるものとする。

区分	国 解 釈 通 知	通知番号
養護	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平12. 3. 30老発307号
特養	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平12. 3. 17老発214号
軽費	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平20. 5. 30老発0530002号
老福	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平12. 3. 17老企43号
老健	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	平12. 3. 17老企44号
介護療養	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平12. 3. 17老企45号
居宅・ 介護予防 サービス	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	平11. 9. 17老企25号

介護医療院 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について 平30. 3. 22老々発0322第1号（H30.4追加）

4. 経過措置等

- (1) 特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件は、平成25年7月1日から適用する。平成25年7月1日以前から当該施設において生活相談員の職にあるものには適用しない。
- (2) 通所介護及び通所リハビリテーション事業所における便所の設置に関する規定は、本通知の発出の際、現に通所介護及び通所リハビリテーション事業の用に供されている施設には適用しない。
- (3) 「別居親族による訪問介護の提供について（平成15年6月4日福長第815号/長寿社会対策室長通知）」は廃止する。
- (4) 「生活相談員の資格要件の変更について（平成22年6月28日福高第508号/高齢者福祉介護課長通知）」は廃止する。

5. その他

沖縄県条例等の詳細については、沖縄県高齢者福祉介護課ホームページに掲載しています。

(別紙) 県が独自に定めた基準等の解釈及び運用

(1) 研修受講のための環境整備（全サービス）

個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。

(2) 第三者による評価（養護、軽費老人ホームを除くサービス）

質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。

(3) 非常災害対策（施設系サービス）

非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。

(4) 居室の定員（介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム）

居室の形態については、ユニット型個室を原則とするが、利用者の多様なニーズへの対応及び利用者費用負担等に配慮し、特別な事情があると認められる場合には、一の居室の利用定員を「4人以下」とすることができることを規定したものである。

既存施設の改築等を行う場合には、現に入所している者の意向に留意すること。

(5) 便所の設置（通所介護、通所リハビリテーション）

通所介護及び通所リハビリテーション事業所に設置する便所については、利用定員に応じた適当数を設けるとともに、要介護者等が使用するのに適したものとすること。

(6) 生活相談員の資格要件（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護）

生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平11.3.31厚生省令第46号）第5条第2項に準じ、

① 社会福祉士 ② 社会福祉主事任用資格 ③ 精神保健福祉士

④ その他、これらと同等の資格を有すると認められる者

とすることが国解釈通知（平11.9.17老企25号）において規定されている。

本県においては、④に規定される者を、

④-1 介護福祉士

④-2 介護支援専門員

の資格を有する者とする。

(7) 生活相談員の資格要件（特定施設入居者生活介護）

特定施設入居者生活介護における生活相談員の資格要件については、介護老人福祉施設等における生活相談員の資格要件に準ずるものとする。

(8) 別居親族による訪問介護の提供（訪問介護）

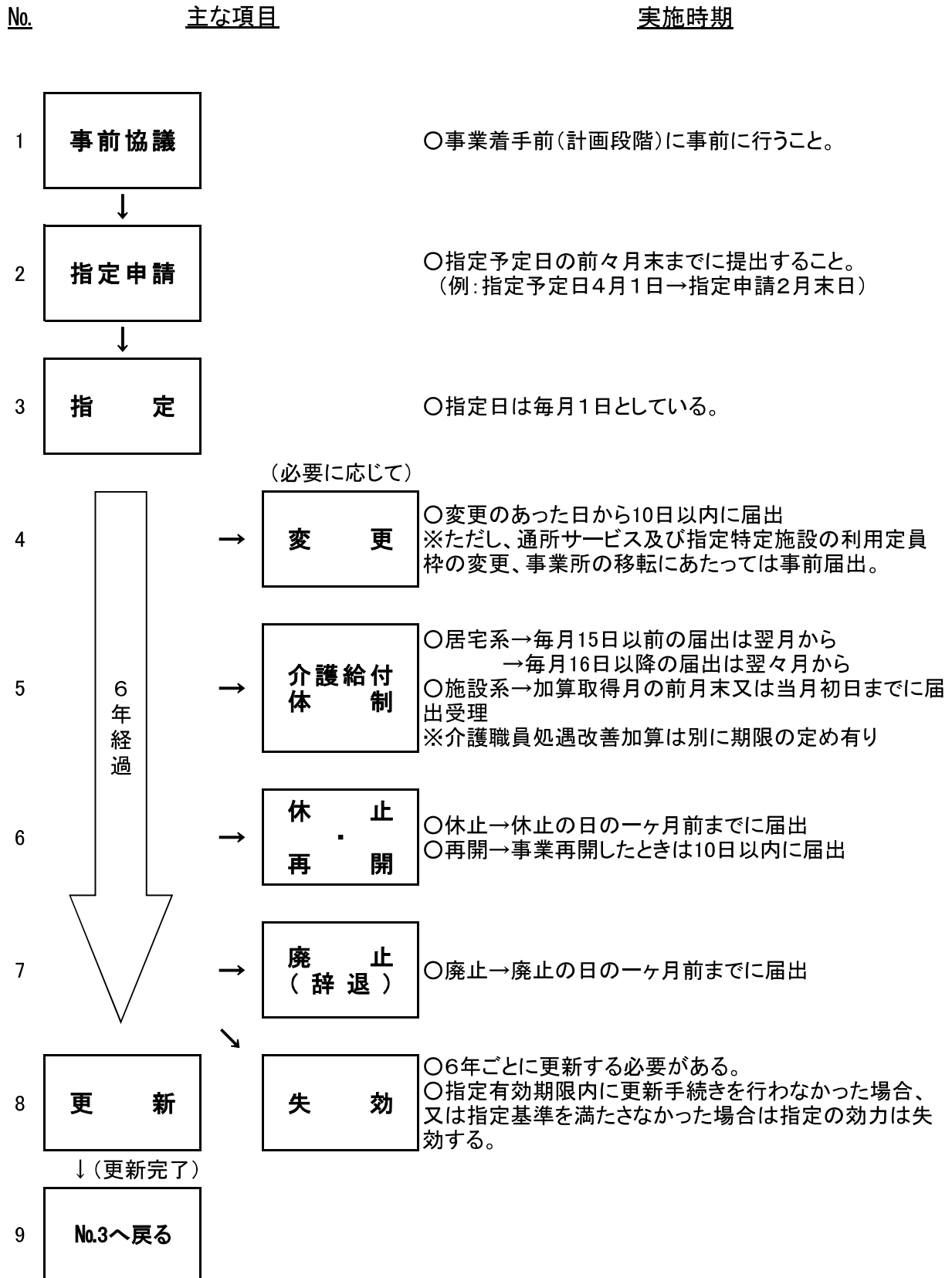
別居親族による訪問介護の提供については、家族介護との区別がつきにくいこと、外部の者の目が届きにくいことからくるサービスの質の低下に繋がることが懸念されることから、特別の理由がある場合を除き、原則として認めないものとする。

特別の理由があるものとして別居親族による訪問介護の提供を行う必要がある場合には、要介護者等の居住地を管轄する保険者と事前に調整を行うこと。

県が独自に定めた基準等の解釈及び運用の適用一覧

	1. 研修受 講のため の環境 整備	2. 第三者 による 評価	3. 非常災 害対策	4. 居室の 定員	5. 便所の 設置	6. 生活相 談員の 資格要 件①	7. 生活相 談員の 資格要 件②	8. 別居親 族によ る訪問 介護の 提供
1 指定介護老人福祉施設	30(4)	16(7)	32(2)	6(2)1		5(1)2		
ユニット型	52(5)	47(9)	54準			5(1)2		
2 介護老人保健施設	30(4)	16(7)	32(2)					
ユニット型	52(5)	47(9)	54準					
3 指定介護療養型医療施設	28(4)	16(7)	30(2)					
ユニット型	50(5)	45(9)	52準					
4 介護医療院	30(4)	16(7)	32(2)					
ユニット型	52(5)	47(9)	54準					
5 居宅サービス								
01 訪問介護	32(4)	23(2)						26
基準該当	47準	47準						
02 訪問入浴介護	59準	53(2)						
基準該当	63準	63準						
03 訪問看護	79準	71(2)						
04 訪問リハビリテーション	89準	84(2)						
05 居宅療養管理指導	98準	94(2)						
06 通所介護	108(4)	104(2)			102	100		
療養	131準	131準			119			
基準該当	135準	135準				132		
07 通所リハビリテーション	146準	139(2)			138			
08 短期入所生活介護	168準	155(6)				148		
ユニット型	179(5)	174(8)				148		
基準該当	188準	188準				183		
09 短期入所療養介護	204準	194(6)						
ユニット型	214(5)	209(8)						
10 特定施設入居者生活介護	233(5)	226(6)					218	
外部サービス利用型	248準	248準					240	
11 福祉用具貸与	258(2)	254(3)						
基準該当	265準	265準						
12 特定福祉用具販売	276準	276準						
6 介護予防サービス								
01 訪問入浴介護	57準	58(2)						
基準該当	63準	63準						
02 訪問看護	75準	76(2)						
03 訪問リハビリテーション	85準	86(2)						
04 居宅療養管理指導	94準	95(2)						
05 通所リハビリテーション	124準	125(2)			119			
06 短期入所生活介護	143準	144(2)				130		
ユニット型	158(5)	165準				130		
基準該当	172準	172準				167		
07 短期入所療養介護	182準	183(2)						
ユニット型	195(5)	202準						
08 特定施設入居者生活介護	214(5)	219(2)					204	
外部サービス利用型	235準	237準					228	
09 福祉用具貸与	244(2)	250(2)						
基準該当	254準	254準						
10 特定福祉用具販売	263準	264(2)						

介護サービス事業の実施における主な事務手続き



介護サービス事業者の皆様へ

<事業者へのお知らせ方法について>

指定申請・変更届出等の様式、集団指導、その他通知等のお知らせについては、原則として、沖縄県ホームページ(高齢者福祉介護課)において行います。

そのため、事業者の皆様は定期的に沖縄県ホームページを確認いただくようお願いします。

URL : <https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/top.html>

ホーム > 組織で探す > 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 > 介護サービス関係(介護指導班)

更新日: 2015年6月25日

子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課

介護サービス関係(介護指導班)

・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について(厚生労働省通知)

・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について(高齢者文庫課長通知)

・「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について

・「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について

・「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要保護者の受入れ調整等について

・「特別養護老人ホームにおける連絡金等の取扱い等について」の一部改正について

・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について(改正通知)

・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について(特養基準一部改正局長通知)

・「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

・【ファイル】各種統計情報

I. 指定介護サービス事業所の情報(検索)

- ・ [沖縄県内指定介護サービス事業所一覧](#)
- ・ [沖縄県\(新規\)指定介護サービス事業所一覧](#)
- ・ [介護給付費の割引届出事業所一覧\(沖縄県指定\)](#)
- ・ [廃止・失効事業所一覧](#)
- ・ [介護事業所検索\(介護サービス情報公表システム\(外部サイトへリンク\)\)](#)
- ・ [行政処分情報](#)

IV. お知らせ(介護サービス事業者向け)

- ・ [集団指導に関するお知らせ](#)
- ・ [研修に関するお知らせ](#)
- ・ [身体拘束廃止の推進について](#)
- ・ [福祉用具関係事故に関する注意喚起のお知らせ](#)
- ・ [事業所評価加算判定結果について](#)
- ・ [PDF](#) [HIV陽性者の受け入れについて~社会福祉施設等で働く皆様へ~\(PDF:116KB\)](#)
- ・ [その他のお知らせ](#)

II. 介護サービス事業に関する法令等

- ・ [基本法\(介護保険法等\)](#)
- ・ [人員、設備及び運営に関する指定基準\(条例等\)](#)
- ・ [沖縄県特別養護老人ホーム\(介護老人福祉施設\)入所指針](#)
- ・ [介護報酬等に関する通知\(外部サイトへリンク\)](#)

★平成27年度介護報酬改定について

★全国介護保険担当課長会議

★全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

(最)

新:H27.3.2~3.3)

[介護保険最新情報\(厚生労働省通知\)](#)

- ・ [介護サービス関係Q&A\(事業者向け\)\(外部サイトへリンク\)](#)

V. 各種届出(介護サービス事業者向け)

EXCEL [★会計検査院の調査物\(欲預中\)](#)

★届出等の受付窓口

- ・ [変更等届出\(休止・廃止・再開含む\)](#)
- ・ [介護給付費算定に関する届出](#)
- ・ [★通所系事業所規模区分確認について](#)
- ・ [介護職員処遇改善加算に関する届出](#)
- ・ [指定更新申請](#)
- ・ [★H27年度指定更新対象事業者一覧](#)
- ・ [業務管理体制に関する届出](#)
- ・ [介護サービス情報公表のための報告](#)
- ・ [介護事業所等における事故報告](#)
- ・ [外部評価免除申請\(地域密着型サービスのみ\)](#)
- ・ [指定通所介護事業所等における宿泊サービスを提供する場合の届出](#)

III. 指定介護サービス事業を行うには

- ・ [介護サービスを始める方へ](#)
- ・ [介護サービス事業者の指定について](#)
- ・ [みなし指定について](#)

VI. 略称取引等事業者登録について

- ・ [介護職員等によるたんの取引等実施について](#)
- ・ [PDF](#) [高齢者福祉介護課登録事業者一覧表\(PDF:193KB\)](#)

新着情報 & 介護指導班HPの場所

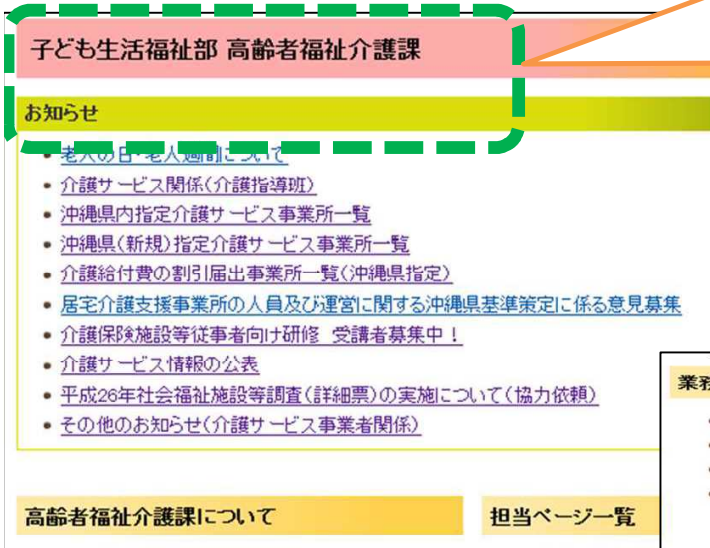


① 沖縄県HP(トップページ)から、「組織で探す」を選択してください。

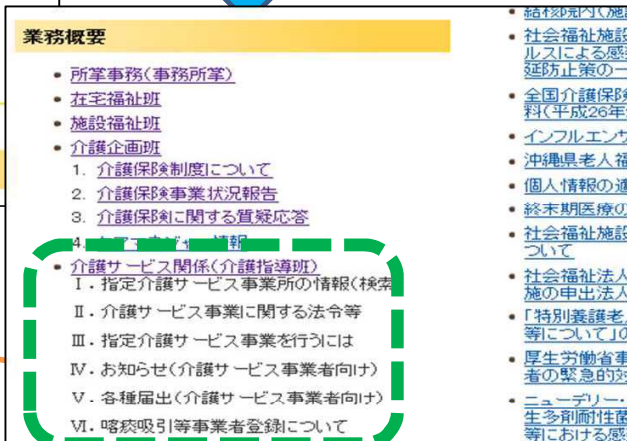


② 「組織で探す」ページの画面を下にスクロールして、「子ども生活福祉部」の「高齢者福祉」

③ 「高齢者福祉介護課」の画面上段に、更新された情報の一覧が「お知らせ」に表示されますので、定期的に確認をお願いします。 ※介護指導班HPを更新した場合は、原則こちらのお知らせ欄に表示されます。







④ 「介護サービス関係(介護指導班)」をご覧頂く場合は、画面を下にスクロールして、「業務概要」の「介護サービス関係(介護指導班)」を選択してください。



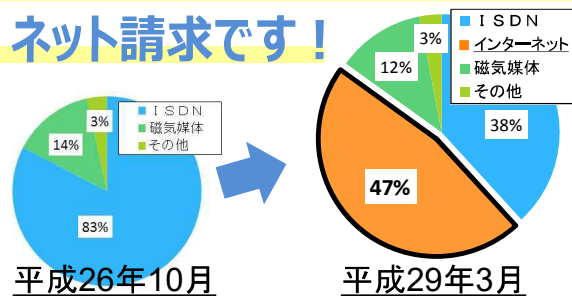
④ 「介護サービス関係(介護指導班)」へはこちら

介護給付費等の
請求は

インターネットで！

-  ご利用中のインターネット回線で請求可能
-  ISDN回線のコストを削減
-  高速通信で快適かつ安定した送受信
-  電子証明書等を用いた高度なセキュリティ

既に、請求の約5割がインターネット請求です！

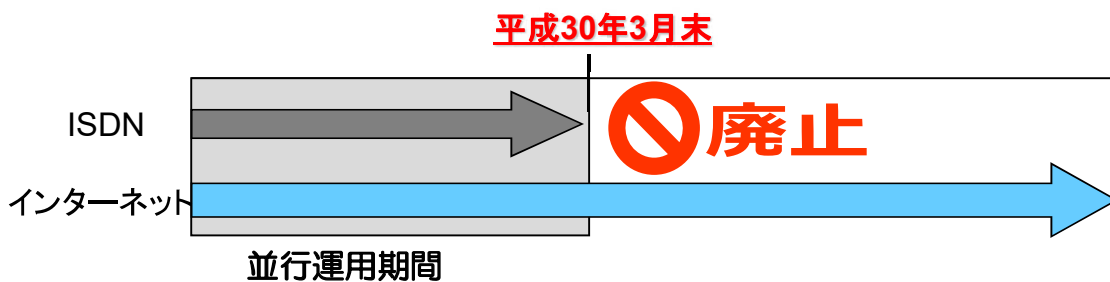


ISDN回線による請求は平成30年3月末まで！！

【ISDN回線による請求について】

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日厚生省令第20号）を改正し、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求を原則としています。

ただし、平成30年3月末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能です。

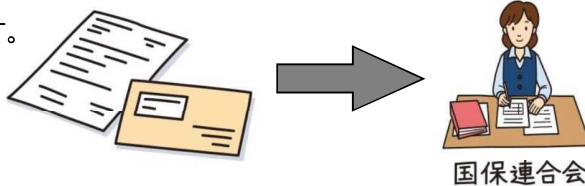


請求区分（請求方法）がISDNのままになっていませんか？

インターネット請求に移行する際は、
請求区分（請求方法）の変更が必要となります。

請求区分がISDNであった場合は、
請求方法変更の届出を国保連合会へ提出し、
請求区分を「インターネット」に変更しましょう。

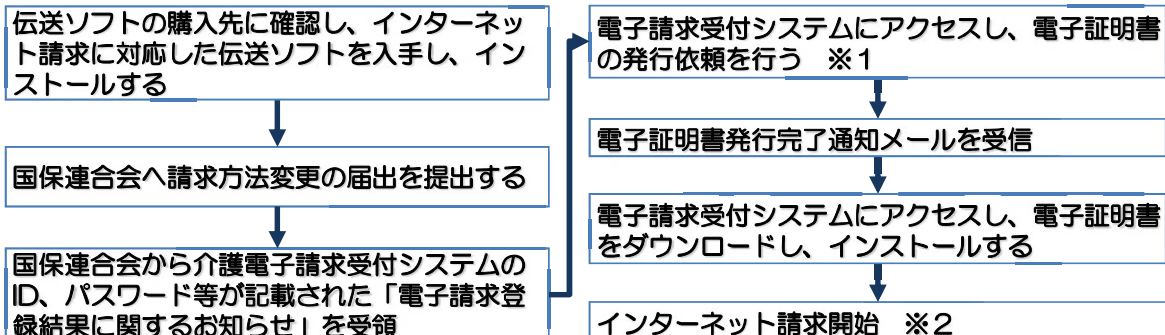
※平成30年3月末でISDNでの請求は廃止されます。



詳しくは裏面へ

インターネット請求を開始するための手順

【インターネット請求開始の流れ】



※1 電子証明書（有効期間3年）の発行手数料について

介護保険証明書 13,200円 介護・障害共通証明書 13,900円

※2 インターネットでの初回の請求の審査結果を受け取るまで、念のためISDN回線を解約しないでください。

ISDN請求の終了間際は、ヘルプデスクが混雑することが見込まれます。できるだけお早めにインターネットに移行することをお勧めします。

介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

インターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク ※平成29年4月1日より変更となりました

TEL 0570-059-402 FAX 0570-059-422

電子メール mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

電子請求受付システムのアドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「介護保険の請求はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。

電子請求受付システムの動作環境

- ・ OS Microsoft® Windows® 10 Home/Pro/Enterprise Microsoft® Windows® 8.1/Pro/Enterprise Microsoft® Windows® 7 Starter/Home/Premium/Professional/Enterprise/Ultimate (Service Pack 1)
※日本語(32bit)版及び日本語(64bit)版の対応となります。
※Microsoft® Windows® 7のStarterエディションは、限定用途で使用するスモールノートPCでの利用を前提としており、電子請求受付システムで必要とする画面の解像度が確保できない場合があります。そのため、電子請求受付システムでは、Starter以外のエディションを推奨しています。
- ・ ブラウザ Windows® Internet Explorer® 11.0
- ・ メモリ Windows® 7、8.1及び10 日本語(32bit)版の場合 1GB以上のRAM※(推奨2GB以上)
Windows® 7、8.1及び10 日本語(64bit)版の場合 2GB以上のRAM※(推奨4GB以上)
- ・ HDD セットアップ用に1GB以上(別途データ保存領域が必要)

介護保険法の指定又は開設許可を受けて

介護事業を実施予定の事業者の皆様へ

生活保護法の一部改正の施行により、平成 26 年 7 月 1 日から介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合には、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)による指定を含む。以下同じ)を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書に必要事項を記載のうえ、指定日の前日までに沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課に提出してください。

※注 1 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法の被支援者が入居する場合、入居にかかる利用料(家賃)が、住宅扶助又は住宅支援給付により入居できる額でなければ、入居及び給付の決定がされませんのでご注意ください。

※注 2 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法の被支援者に対する介護サービスは行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

※注 3 申出の後に、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法の被支援者に対する介護サービスを行おうとする場合は、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による指定を受ける必要があります。

★この説明に関する問い合わせは……

沖縄県福祉政策課 保護班
TEL : 098-866-2177(直)

指定介護機関の指定を不要とする申出書

沖縄県知事 宛

年 月 日

〒

住所

申出者
(開設者)

氏名

印

■記載要領

1. 申出は、事業所名称、及び介護保険事業番号が同一の場合は、1枚の申出書で可船です。
2. 「申出者」(開設者)は、個人の場合は、申請者個人の住所・氏名を記載してください。
法人の場合は、法人名とともにその代表者の役職・氏名を記載し、住所については法人登記上の住所を記載し、法人代表者印を捺印してください。
3. 「事業所名称」欄は、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を記載してください。
4. 「所在地」欄は、介護保険法で指定されている所在地の住所を記載してください。
5. 「当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類」欄について
今回介護保険法で指定を受ける事業のうち、指定介護機関としての指定を不要とする事業について記載してください。

生活保護法及び中国帰留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定される指定介護機関の指定を不要とする旨申し出ます。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
事業所名称	〒	TEL:	FAX:
所在地	〒	氏名(名義)	住所
開設者の氏名、住所	〒	職名・氏名	住所
管理者の氏名、住所	〒	氏名	住所
当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類			

